

Title	独占禁止法の改正
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1949
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.22, No.6/7 (1949. 7) ,p.73- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	解説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490701-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

獨占禁止法の改正

高 鳥 正 夫

はしがき

第五國會における最も重要な問題の一つは獨占禁止法の改正であるといわれていたが、四月二十八日に國會に上程されてから、衆議院においては民自黨、民主黨連立派、野黨派の共同提案による修正を加えられた後、五月十三日に多數を以つて可決され、衆議院において五月二十日に衆議院の修正案通りに可決され、六月十八日法律第二百十四號として公布同日施行され、これに關連する政令、規則も制定された。兩院の經濟安定委員會及び本會議における審議は、提出された政府案を中心として更にこれを緩和しようとする保守的政黨の一部と、その緩和に對して極めて警戒的であり最後まで反對した進歩的政黨との對立をみたが、保守黨勢力の大部分は大體政府案を支持したため、若干の修正を経たのみで改正案は通過したのであつた。こ

獨占禁止法の改正

の獨占禁止法の改正は同じ國會で成立した労働組合法の改正（昭二四法一七四）に比べれば、後者の改正試案の發表がまき起したほどの大きな波瀾もなく、世間の注目を受けたことも少なかつたが、その改正の意義においては労働組合法のそれにも劣らざる重要なものがあるから、(一)今回の改正を促したものは何か、(二)どのように改正されたか、(三)それはいかなる意義をもつかという點について順を追うて述べてみたい。

(一)

一 改正の國際的動機 獨占禁止法の制定を促した最も有力なもの、終戦直後即ち昭和二十年九月二十二日に發表された「降伏後におけるアメリカの初期の對日方針」であり、より直接には同年十一月六日の「持株會社の解體に關する覺書」に基くことはいうまでもないが、それと同じように今回の改正を實現せしめた最も大きな理由も、國際情勢の進展に應ずるアメリカの對日政策の變化であり轉換であるとみることができよう。こうしたアメリカの對日政策轉換の萌しは、昭和二十二年の終り頃よりみられたが、これを最も端的に表明したものは、昭和二十三年一月にロイヤル陸軍長官がサンフランシスコで行つた演説である。即ち彼はその一節において「アメリカの對日占領政策の當初の目標は(1)世界平和に對する日本の脅威を除くこと(2)平和的、民主的な日本政府を樹立することであつて、日本の安定と強化は第二義的なものとされてきた。けれどもその後

國際情勢に新しい變化が生じ、日本は他からの援助がなければ侵略的、非民主的なイデオロギーに侵かされる情勢に立至つた。そこで我々は極東に起るかもしれない全體主義的戰爭の脅威に對して、日本が防壁の役目を果すことができるように、日本の安定と自立とを促進援助すべきであるという確固たる目的をもつてゐる」と述べてゐる。更に同年三月にはストライク報告の發表とドレーパー使節團の來訪があり、五月には同使節團によるジョンストン報告の發表があつて、五月には同使節團の轉換は一層明瞭になつてきた。

そこで經濟民主化の方針においてもこの傾向を反映して、特に經濟力の集中排除計畫を規定したFEC二百三十號の行き過ぎが問題になり、前述したジョンストン報告も「經濟再編成によつて招來される不安定な期間はできるだけ短かくし、その影響を受ける範圍を縮小すべきである」と指摘してゐる。このような見解に基いて五月には集中排除法の實施にあたる「五人委員會」が派遣され、同委員會によつて七月には當初豫定されてゐた金融機關の集排指定は行わないと發表され、次いで九月には集中排除法實施に關する四原則が提示され、その嚴格さを緩和する方針が鮮明になつてきた。制限會社令についても殆んど同様であつて、十一月には總司令部の指令に基いて大幅に緩和された（十一月第十二號民事法ノート(三)参照）。十二月に入つてからは極東委員會においてアメリカのマッジョイ代表によつてFEC二百三十號の撤回が聲明され、日本經濟の安定と自立に關

する經濟九原則が指令された。昭和二十四年に入つてからは一月には貿易振興に關する指令があり、五月には賠償撤去の中止が發表された。このようにアメリカの對日政策は難産産業の復興、對日援助費の決定、民間投資の許可等を含む日本經濟の安定と自立の方向へと大きく轉向してきたのであるが、この轉向が獨占禁止法改正の重要な契機となつたことに注目しなければならぬ。

二 改正の國內的契機

獨占禁止法の改正問題が國內にお

いて具體的にとりあげられたのは、施行されてから約一ヶ年を経過した昭和二十三年六月頃からであるといわれている。勿論それ以前においても日本經濟の脆弱性を認識する人々によつて、アメリカの反トラスト法以上に嚴格な獨占禁止法を恒久的な法律として施行することは、我國の資本主義的經濟組織の發達にとつては過重の負擔となるものであるとの意見が唱えられ、一方においてそれが産業憲法であると呼ばれれば呼ばれるほど、その緩和を要望する強い空氣が産業界に潜んでゐた。そして昭和二十三年六月頃から外國のバイヤーなどの來訪が相次ぎ、外國會社と日本會社との間に國際契約や資本導入についての豫備交渉も活發となり、外國人或は外國會社に獨占禁止法が適用されるか否かが問題となつて、その嚴格さが税法の苛酷さと共に指摘されてきた。また他方において、企業の新設整備に伴つて發行される龐大な株式を消化して資本構成の健全化をはかることは、日本經濟の安定のために極めて重要な條件であるが、同

時にそれは外資導入のために必要な前提ともなるのであつて、ここに兩々相俟つて速かに獨占禁止法を改正しなければならぬ氣運をかもし出してきた。

(1) 外資導入の問題 日本經濟の安定と自立を促進することが今日の最大な要諦であるならば、多額の外資をできるだけ速かに導入することは極めて重要な問題であるが、そこには國際的にも國內的にもいろいろの障礙が横わつてゐる。即ち國際的には講和條約の締結が遅れていることをあげなければならぬが、この點は度々の指令によつて明らかになされたように、講和條約以前においても特別の許可を受ければ民間投資は可能であるから、むしろ問題は國內的な原因にあるといえよう。そこで國內的な原因としてはいろいろあげられるであろうが、一般には次の六つの條件を克服して初めて外資は導入されるといわれている。

- 一、企業再建整備、財閥解體、集中排除、賠償撤去等による經濟界の混亂を終熄せしめること
 - 一、勞働運働の行き過ぎを改めてその健全化をはかること
 - 一、法人税の輕減を含む税制の改革を行うこと
 - 一、企業活動に大きな障礙を與えている官僚統制方式を撤廢すること
 - 一、外國の特許權、商標權を正當に保護すること
 - 一、獨占禁止法を改正すること
- この内獨占禁止法が何故外資導入の妨げになるかを検討して

獨占禁止法の改正

みよう。従來行われていた外國會社の直接投資の實情をみても分るように、外國會社は技術、原料、機械設備等を供給する代償として、販路、價格、情報交換等に制限約款を附けることが多かつた。けれどもこれらの制限約款は特定の共同行爲の禁止(舊法四條)、國際的協定又は貿易協定の禁止(舊法六條)等に關する規定に屬れるおそれが多く、又事前に公正取引委員會に届け出て認可を受けなければならぬが、その認可の基準も極めて嚴重なものであつたから(例えば舊法六、一〇、一四、一九條)、若しもこれらの規定をそのまま適用すれば、民間外資の導入に重大な影響を與えることは明らかであり、その上認可に要する煩雜な手續と多大の日數とは、外資導入の時機をも失するおそれがあつた。更に事業會社の株式保有の制限(舊法一〇條)、會社の社債保有の制限(舊法一二條)、役員兼任の制限(舊法一三條)等に關する規定も、外國會社が資本を供與する場合に一定比率の株式の保有を要求し、又重役を派遣し或は社債を取得し保有した從來の實情に照して、外資導入のためには大きな障礙となるものであつた。

(2) 株式消化の問題 獨占禁止法改正の氣運を生み出したもう一つの契機は株式消化の問題である。最近においてこそ證券民主化の線に沿つて個人の直接投資が獎勵されてきたものの、従來はそうした興味或はこれに投ずる資力をもつ者は極めて限られていたから、我國の株式資本總額のうちで會社によつて保有される株式資本の額は極めて大きく、我國證券市場の一つ

の特色をなしていた。そこでこの大量の會社持株を處分させ將來は會社による株式の保有を禁止するとすれば、株式の圓滑な消化を期待することは殆んど困難となるであらう。こうした豫想が容易にたてられるにも拘らず、現實にはこれと殆んど同様なことが行われたのであつた。即ち一方においては財閥會社、持株會社、制限會社、閉鎖機關等の保有する大量の株式が處分され、このほか昭和二十三年の政令第四十三號による株式の處分に加えて、企業の新設整備のための増資株の消化が強く要請されているにも拘らず、他方においては事業會社の株式保有の制限(舊法一〇條)、金融會社の株式保有の制限(舊法一一條)等に關する規定が施行され、これらの株式を消化することを更に困難にさせていた。そこでこの困難を克服して日本經濟の安定と自立に必要な資本の調達をはかるためには、個人名義による會社持株の脱法行爲を黙認するか、或は會社による株式の保有を認めるように獨占禁止法を改正する方法を選擇しなければならなくなつた。

このようにアメリカの對日政策の轉換に伴い日本經濟の安定と自立が要請されるに及んで、外資導入と株式消化を直接の契機として獨占禁止法改正の必要が各方面から指摘され、殊に昭和二十三年九月の集中排除法實施に關する四原則の發表に際して、獨占禁止法の制限規定をアメリカの反トラスト法の線まで引下げる必要についても討議されたことが明らかにされたため、獨占禁止法改正の氣運は急激に熟してきた。

(二)

一 改正の特色 今回の獨占禁止法の改正は前述したように昭和二十三年六月頃より公正取引委員會が法案の作成に着手してから、約一ケ年に亘る總司令部當局との折衝を経て漸く結實したものである。この間民間の經濟諸團體においても、それぞれ改正問題を研究しその意見を發表したのもあつた。公正取引委員會もこれらの意見を十分尊重して改正案を準備したのであるが、草案を改めることに實に數十回に及んだと傳えられ、その内のあるものは新聞紙上に發表された。これらのいくつかの改正要綱と今回の改正法とを比較すると、かなり相違した點もみられるが、改正法の特色は凡そ次の四點に要約することができるであらう。

第一は私的自由競争を確保しようとする獨占禁止法の目的からみて、直接には不必要若しくは無關係とみられるような規定をすべて削除したことである。例えば事業會社の株式保有の制限(舊法一〇條)、役員兼任の制限(舊法一三條)等に關する規定は、廣い意味での經濟民主化のためには有意義であるとしても、罰則まで設けて強行しようとすることは嚴格に失するおそれがあるため、これらを削除して獨占禁止法の目的からみて必要かつ最少限度の線まで緩和しようとした。

第二は認可申請を要する事項を殆んど全面的に削除して届出制に改めたことである。例えば相當期間繼續するあらゆる國際

的協定、契約又は買易に關する協定、契約の認可（舊法六條）、會社が例外的に株式を取得し得る場合の認可（舊法一〇條）、會社の合併、營業の譲受等の認可（舊法一五、一六條）等に關する規定は、極めて有效な豫防的措施であるとしても、官廳の認可制度というものはともすれば相當の期間を要し煩雜な手續を伴い、經濟界の實情に沿わないものであるから、これらを全面的に改正して届出制にした。この改正の結果、公正取引委員會の活動が從來の事前監督の立場から事後の摘發主義に移つたことと、そのため事實上相當の緩和となるであろうことに注意しなければならぬ。

第三は「競争」という言葉の定義を明確にすると共に獨占禁止法域を明瞭にしたことである。舊法においては「競争」という言葉について「潜在的競争」を含むと定義するのみで、その意味は必ずしも明確ではなかつた。このような抽象的な表現はともすれば競争關係の範圍を廣汎にして、特に舊法第四章中の制限規定の適用については必要以上に嚴格に解せられるおそれがあつたため、今回の改正においては「競争」の定義を詳細にして適用の範圍を狭くしようとした。次に獨占禁止法が外國人或は外國會社にも適用されるか否かの點は從來若干の問題があつたが、今回の改正法では適用がある旨を關係條文中に明示した。同時に獨占禁止法は専ら日本國內の經濟活動のみを對象としてゐるものであつて、外國會社が外國においてなす行爲は勿論、日本の會社が外國においてなす行爲にも適用されないもの

であるから、この趣旨を明らかにするために關係條文に「國內の」とか「國內における」とかいう條辭句を附けた。

第四に排除措置を各場合に認めたとである。從來も私的獨占、不當な取引制限に關する排除措置の規定（舊法七條）はあつたが、そこには引用條文が示めされてなかつたため適用の範圍について疑義があつたが、改正法においては條文を明示してその範圍を明確にした。同時にそれ以外の改正の對象となつた事項については從來は排除措置の規定がなかつたため、無効の訴を提起するか（舊法一八條）或は直ちに罰則を適用するか（舊法九一、九二條）の外はなかつたが、今回の改正では先づ排除措置をとり得るようによ改め、獨占禁止法の目的を效果的に實現するようにした。

二 改正の影響 今回の改正が經濟界に與えた影響については、先づ(1)外資導入が極めて圓滑に行われることになつた點をあげなければならぬ。勿論外資導入のためには「外國人の財産取得に關する政令」(昭二四政五一)によつて、外資委員會の承認を受ける手続の必要ないことは變りがないが、競争を國內に限つたこと(例えば新法二、九、一〇、一三、一四條)、國際的協定のうち科學、技術に關する知識又は情報の交換を制限する契約でも、第四條の各號に該當するものでないならば差支えないことになつたこと(新法六條)、又事業會社の株式保有の制限に關する規定の原則を變更し(新法一〇條)、役員兼任の制限に關する規定を緩和したこと(新法一四條)等は、いずれも外

資導入を促進するものであろう。次に例株式消化の問題についても、事業会社の株式保有の制限に關する規定の原則を變更したごと(新法一〇條)は、復金融資の停止したため資金の調達を株式の發行に俟たねばならなくなつた今日、日本經濟の安定と自立に貢獻するところが大きい點を看過することはできない。

(三)

最後に今回の改正はいかなる意義をもつものであるかを検討してみよう。獨占禁止法の改正即ちその緩和が問題とされた頃から、一部には徹底的な緩和或は廢止をすら唱ふる聲があるかと思えば、他方には國會における審議にもみられたように、獨占資本の再生と財閥の復活をおそれる人々はその緩和に猛烈に反對してきた。獨占禁止法の改正をめぐるこのような激しい意見の對立は、主として各人によつていだかれる理想社會とその實現の方法に關する構想の相違に基くものであろうし、又そうした兩極端の意見にも拘らず今回の改正はいわばその中間を行くものであつて、おそらくこれらの人々によつて共にあきたらない氣持をいだかれていることであらう。こうした事實に直面したとき、我々は繼受法としての色彩の極めて濃厚な獨占禁止法が何を目的として又どのような方法でその目的を實現しようとしてゐるかを反省してみなければならぬ。この問題を一層明瞭に理解するため、こゝでアメリカの反トラスト法について少しく觸れてみよう。アメリカにおける反トラスト法の制定

の理由と實施の情況から觀察するならば、反トラスト法がいかに獨占資本を攻撃し又不正な競争方法を排撃しようとしても、それはアメリカの資本主義的經濟組織自体を否定したり、獨占企業を直接社會化することを志向するものでないことは明らかである。勿論アメリカにおける資本主義の最近の發達は、反トラスト法をして統制された自由競争の理念のみにたてこもつて、企業規模そのものについては容喙しないという従來の態度から、更に新しい反トラスト法の理論を要求しつゝあることとは否定できないとしても、少くとも現在のアメリカの政治的、社會的諸情勢から判斷するならば、反トラスト法の目的は社會主義やマルキシズムの實現にあるのではなく、資本主義的經濟組織の維持と發展のために蔭づけられていることは異論がないであらう。

そこで再び獨占禁止法は何を目的として又どのような方法でその目的を實現しようとしているかという本筋に戻らう。獨占禁止法がアメリカの反トラスト法の全面的な繼受によつて生れたことはいうまでもないが、その場合反トラスト法の目的がそのまま繼受されているか否かという點が第一の問題である。勿論外國の法律制度を輸入する場合、その法律制度の目的を切り離して、單に法律技術的な面のみの輸入に終ることもあらう。けれどもその法律的技術が目的自体と密接に關連する法律制度であればあるほど、こうした事實は殆んどその實現を期待することが困難となつてくる。このことは他の多くの法律制度につ

いてと同様に獨占禁止法についてもいえるのであつて、アメリカの反トラスト法における統制された自由競争の理念を、獨占禁止法の全體の中にそのまま織りこんでいることを否定することはできないであらう。更にこのことを裏書きするものとして、我々は一つの材料をあげることができる。それは總司令部の對日經濟政策を調査するために來訪したアメリカの一實業家は、獨占禁止法、集中排除法を含む總司令部の經濟政策は、労働組合政策、農地改革政策と共に一つの學說の上に立つており、それはアメリカに行われているよりも遙かに左翼的であると指摘した。これに對してその後總司令部當局者は、總司令部の行つてゐる經濟政策は社會主義の實現を志向するものではなく、アメリカの反トラスト法と同様にあくまで資本主義的經濟組織の上に立つものである點を聲明してゐる。

このようにアメリカの反トラスト法における統制された自由競争の理念が、獨占禁止法の中に織りこまれてゐることは否定できないが、それが改正前の獨占禁止法と改正された獨占禁止法において、それ／＼どの程度まで織りこまれてゐるかという點が検討を要する第二の問題である。そこで改正前の獨占禁止法についてこの問題を検討するためには、先ずそれが制定されるに至つた理由と當時の事情を考察してみなければならぬ。前述したようにアメリカの初期の對日占領政策の最大の要諦は、日本からの軍事的諸勢力の完全除去即ち日本の軍需産業力を徹底的に破壊することにあつたから、當時の經濟政策は多か

れ少なかれこの色彩をもたないものはなかつた。その上急速に重要な諸法令を整備する必要に迫まれていたため、敗戦後の日本經濟の實情を正確に把握することが困難であつた。こうした諸々の事情から獨占禁止法はアメリカの反トラスト法の繼承であるといわれながら、その制限規定は後者に比較してかなり嚴重なものが多かつた。又集中排除法と獨占禁止法の關係についても前者は直接日本經濟の再編成を志向するものであり、後者は再編成された日本經濟において、同じスタートから同時に出發させ公正な自由競争を行わせるものであると説明されながら、敗戦後の日本經濟力の認識に缺ける點があつたため、それによつて公正な自由競争を行わせることが困難であり、更に我國の資本主義的經濟組織にとつて過重な負擔となるであらうものを含んでゐた。けれども今回アメリカの對日經濟政策の轉換を反映して獨占禁止法が改正されたということは、改正前の獨占禁止法から反トラスト法にとつて異質的な要素をとり去つて、資本主義的經濟組織の上に立つて統制された自由競争を行わしめるといふアメリカの反トラスト法の姿に近づく機縁を與えるものであつた。けれどもそれが完全にアメリカの反トラスト法の線まで前進したか否か、更に純粹に資本主義的經濟組織の上に立つ反トラスト法の性格をもつか否かを理解するためには、現在のアメリカの資本主義の構造と我國のそれとを比較しなければならぬし、又我國のおかれてゐる現在の政治情勢を明確に認識しなければならぬが、前述したように改正された

獨占禁止法は改正前の獨占禁止法に比較して、反トラスト法に固有な機能を実現し得る機會をより多く與えられることになつ

たという點は指摘できるであろうし、ここに今回の改正のもつ重要な意義があるのではなからうか。(二四・八・二〇)